

会報 ながの

第174号
平成21年 春



長野県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命
不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。
2. 公 正
品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。
3. 研 鑽
専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙写真の説明

春 爛 漫

(会報編集委員 奥原 一吉 撮影)

目 次

制度制定60周年記念に向けて（Ⅷ系座標原点標の設置）	会長 小出 國正	2
平成20年度ADR受付事務件数集計表及び月別集計表		3
研修会報告とその後の報告	業務研修部長 松本 誠吾	4
会員研修会の報告		
平成20年度第3回会員研修会とCPD制度について	業務研修部理事 中塚 憲	7
会員研修会を受講して	大町支部 関戸 正幸	10
ADR認定土地家屋調査士活用支援のための		
研修会に参加して	業務研修部理事 菅澤 徹夫	11
各支部の動き		
飯田支部研修旅行	飯田支部 石川 和弘	12
一日行政相談の報告	長野支部 寺島 範昭	13
	伊那支部長 湯澤 房利	14
オンライン申請の現状と普及のお願い	オンライン登記申請促進委員会 一ノ瀬 周司	15
社長野県公嘱登記土地家屋調査士協会の報告	公嘱協会派遣理事 菅澤 徹夫	16
「地籍シンポジウムinTokyo」に参加して	業務研修部理事 竹内 喜英	17
第7回新入会員研修会	業務研修部理事 芦澤 文博	19
第7回本会新人研修会に参加して	長野支部 松永 宏樹	20
	上田支部 田仲 篤司	22
	上田支部 立野 裕紀	22
	松本支部 牛越 一明	23
	松本支部 高山 俊晴	24
新連載『調査士の経験談シリーズ』第1回目	長野支部 小池 純平	25
将棋「大山名人の話」	長野支部 北原 匡尚	27
お知らせコーナー		29
会務日誌		36
会員の動静		39
俳句	長野支部 武田 代栄	40
詰将棋	長野支部 北原 匡尚	40
編集後記		41



制度制定60周年記念に向けて (Ⅷ系座標原点標の設置)

会長 小出 國正

上信越道佐久IC、中央道小淵沢ICいずれからも車でおよそ1時間、野辺山高原を中心としたリゾート地で名高い、南佐久郡南牧村に到着する。

一昨年、公嘱協会三原副理事長が、この南牧村にⅧ系の座標原点があることを確認し、その所在地を調査したところ、同村所有地である公園内にあることが判明した。

この公園は村民から村に寄付されたもので、芝生で整地されたマレットゴルフ場となっている。概測ではあるが、標高はおよそ1234メートルとのことである。

国道141号線沿いにあるため交通の便も良く、かつ、周りに障害物もなく、特に北方には見通しを妨げるものがまったく無い。

日本各地にあるⅧ系以外の座標原点の多くは、険しい山中や海の中にあるものが大半で、このⅧ系のように現地を容易に確認できる場所はごく少ないようである。

Ⅷ系座標は、長野県のほか、新潟県、山梨県、静岡県で利用している座標系である。

去る1月13日、公嘱協会塩川理事長及び三原副理事長とともに、南牧村の菊池村長と面談し、この地にⅧ系原点標を設置したいので用地を提供してほしい旨依頼したところ、快く了解をい

ただくとともに、村としても協力を惜しまない、との約束をいただいた。

近々調査士制度制定60周年を迎えることもあり、この座標原点標の設置を、60周年記念事業の一環として公嘱協会と合同で行うこととする旨、先の理事会において決定された。

設置時期としては、Ⅷ系にちなんで、平成21年8月8日(土)に現地において除幕式を行うことができるよう、公嘱協会において測量・設置作業を行うこととなった。

せっかくの原点標設置であるため、このⅧ系を利用している、前述の新潟、山梨、静岡の各県土地家屋調査士会のみならず、関東ブロック管内の各調査士会を含め、多方面に参加を呼びかけ、記念式典に併せて記念講演などを開催することを計画している。

具体的な内容については、これからプロジェクトチームを立ち上げ、公嘱協会とともに検討することとなるが、意義深い記念行事となるよう会員各位のご理解をいただきながら進めてまいりたい。

- 原点所在地 南牧村大字海ノ口
- 原点経緯度 東経 138度30分 0秒00
北緯 36度00分 0秒00



平成20年度 ADR受付事務件数集計表

種別	北信	東信	南信	中信	不明	合計
問合せ	42	19	10	6	21	98
(同上の内直接来所)	5					(5)
相談による和解						(2)
相談申出	5	2	0	0		7
調停申立	3	0	0	1		4
苦情申立						0
閲覧請求						0
写し請求						0
	合計					109
相談関係書類送付	12	6	3			21
調停関係書類送付	2					2
関係機関紹介	6	1	1	1	1	10
本会回付						0
	合計					33

平成20年度 月別集計表

月	北信			東信			南信			中信			不明	合計			
	問	相	調計	問	相	調計	問	相	調計	問	相	調計					
4	11	1	0	12	0	0	0	3	0	0	3	0	0	0	5	20	
5	7	2	1	10	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1	2	14
6	2	1	0	3	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	5
7	2	0	1	3	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	5
8	2	1	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
9	1	0	1	2	4	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	1	8
10	3	0	0	3	3	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2	9
11	6	0	0	6	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	2	0	10
12	4	0	0	4	4	0	0	4	4	0	0	4	0	0	0	8	20
1	1	0	0	1	2	1	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	5
2	1	0	0	1	2	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1	6
3	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
合計	42	5	3	50	19	2	0	21	10	0	0	10	6	0	1	7	109



研修会報告とその後の報告

業務研修部長 松本 誠吾

平成20年度第二回会員研修会「本会調査・測量実施要領（案）作成説明会」を終えて

昨年12月1日より11日にかけて、県内4地区において行われた研修会では326名の出席で無事終了し、前任より引き継がれていました長野県土地家屋調査士会会則92条1項に定められている「本会の制定する要領等」の位置づけとなる要領作成のため、全員参加で作成にあたるという機会をもつことが出来ました。

内容は日調連より配布されている膨大な調査士業務の指針が示されている調測要領の中から「長野会におけるの業務の地域性を考慮した内容に於いても必携である条文を抜粋<除外>し、また無理がある言い回し等には補正を加えていく」という作業で、ボリュームからも1日で趣旨説明から条文要旨に至るまでを理解すること

会員研修会出席状況

日時 平成20年12月1日～11日
場所 各ブロック研修会場

支部名	会員数	出席 申込者数	当日 出席者数	出席率 %
長野	104	81	75	72.1
飯山	19	11	11	57.9
上田	37	30	27	73.0
佐久	46	34	28	60.9
諏訪	44	31	31	70.5
伊那	53	46	45	84.9
飯田	39	30	28	71.8
松本	90	68	65	72.2
木曾	8	6	6	75.0
大町	12	10	10	83.3
合計	452	347	326	72.1

には無理を承知で臨みましたが、どの会場でも趣旨が共有できた実感を得られたことは我々大きな励みとなりました。長時間お疲れ様でした。

その後の報告と「本会調査・測量実施要領（案）」について

12月末に意見要望書受付を終了し、改めて意見要望書を部会で検討、協議し多々採り入れさせて頂きました。2月13日の理事会に於いて、5月の総会に「本会の制定する要領」として諮る件は承認されましたが、研修会配布資料に補正をしましたのでもう一度皆様の目でご確認頂きたく、会報に掲載（別冊）することとしました。改めてお気づきの点がありましたらメール、ファックス等文書にて事務局までお送りください。締め切りは4月27日（月）までをお願いします。

要領はあくまでも業務の処理の仕方、こつを教える指針であり、我々は仕事術の秘伝のようなものとして理解し、行間をも読むことで「国民の権利の明確化に寄与する」という調査士の社会貢献力を享受するというベクトルが一緒なら良いと考えます。一字一句守ろうなど100%の遵守を考えますと100%を越えることは有りませんが、行間を読むことにより何倍にも効果が得られるものと思っています。また長野独自

の要領を持つことによって地域の連帯感も増すことと思います。この要領（案）は長野地方法務局作成の土地建物実地調査要領と、同局と本会で作成した不動産表示登記申請書式例集にこだわりを持って作成したことを言い添えます。

日々肌身感ずる不況、昨今の不透明な行政の動向、生活不安へと世間は待たなしで変化していますが土地家屋調査士を取り巻く環境も、来るぞ来るぞと何度も言われてきた筆界特定制度、ADRセンターの開設、オンライン申請、DID等基本三角点等からの測量成果の使用、規則93条不動産調査報告書の運用が既に始まっています。でも始まっても何とか皆で乗っかってやって来ている連帯感、共有する調査士魂、自負心の逞しさに注目です。これら表示の登記に関与出来るのは我々土地家屋調査士だけである

ということです。今後日調連調測要領も近々改正を予定していますので、伴いこの本会要領（案）も見直す場面は想定されますが、長野会の増して皆で研修を重ね切り抜けていくという姿勢でまずは第一歩、ひ弱ではありますが「本会の制定する要領」という木を植え、これから育てていきますようよろしくお願いいたします。

以上報告とさせていただきます。

.....
連 絡

長野地方法務局不動産表示登記部門表示係より「11月28日付け要望事項」が本会宛で届き研修会で配布し、ホームページに掲載しましたがご覧頂いてない場合も有りますのでご確認ください。



本局（要望書）→本会

平成20年11月28日

要 望 事 項

長野地方法務局不動産登記部門表示係

◎地図情報システム関係

- ・地図証明書で地形図を作成される事案があるが、閲覧用地図でお願いしたい。
- ・新設の分筆線も朱色ではなく黒色でお願いしたい。
- ・調査書及び測量図への座標系の記載をお願いしたい。
- ・測量図の場合は所在図の表示に抹消線をお願いしたい。
- ・測量図の地番欄へは残地となる元地も記載願いたい。
- ・公共座標を有する地図については、地図精度が悪く無理な場合を除き、公共座標での測量図の作成をお願いしたい。

◎申請の方式等

- ・地積更正と分筆登記は、できるだけ一件で申請願いたい。
- ・申出（地図訂正等）と申請の、連件・同時処理の事件について添付情報の援用をする場合には、申請事件に添付をして、申出事件に「添付情報は同時申請の地積更正事件に添付」等の記載をしていただきたい。
- ・調査報告書の記載事項が、会員によって異なったり不足していたりするものが多い、会として一定の方針を指導していただけないか。
- ・附属建物新築登記申請の際に提出する各階平面図については、なるべく既存の主たる建物などを含めたものを提出願いたい
- ・筆界特定申請における資料等の提出について公図、登記簿の沿革を調査のうえ意見又は資料として提出をお願いしたい。

◎「街区基準点の成果」の活用について

- ・不1（31）第180号平成
20年5月9日付 長野地方法務局首席登記官
「都市再生街区基本調査による街区基準点の成果」活用について（依頼）

（抜粋）平成21年1月1日から測量するものについて適用

長野県土地家屋調査士会

会員研修会の報告



平成20年度第3回会員研修会と CPD制度について

業務研修部理事 中塚 憲

平成21年2月18日、松本県民文化会館にて、230名余の会員が参加し、第3回会員研修会が開催されました。

午前の部、第1講は、信州大学法科大学院の渡辺森児先生を講師に迎え、「土地家屋調査士業務にかかる民事訴訟法の基礎」。午後の部、第2講は筆界特定研修、前半を境界鑑定委員会の猪飼健一委員が「筆界の特定技法と意見書の作成」について、後半を筆界特定委員の菅澤徹夫理事が「筆界特定の事例報告」という内容でした。

また次年度本格稼働となる土地家屋調査士CPD制度に、長野会では「受講証」というアナログカードで対応していこうと考えていますが、今回の研修会でその試行を行いました。

◇午前の部 第1講

レジュメによれば「境界確定訴訟における民事訴訟上の理論的問題と判例の動向」。

題だけを見るととっつきにくい小難しい法律の話かと思いましたが、渡辺先生の講義は法理論や学説に判例を織り交ぜて、具体的で、民事訴訟法素人の私にも分かりやすい内容でした。短くまとめられたポイントが、頭の整理によく効きました。特に「裁判とは平等（法の下の）；

対等の立場、双方の言い分を公平に聞き、是非の判断を下す」（以上メモのまま）は、裁判というものの基本構造がわかった気がしました。

また講義の中でいわれた、境界ADRとは「所有権の範囲」に関する紛争の“相談”と“調停”で、訴訟よりフィールドが広く、当事者双方の得心が得られる、両面解決できるものであり、今後の発展に期待する、という言葉には、力づけられる思いがしました。

◇午後の部 第2講 [前半]

筆特にしる鑑定にしる、普段の分筆などの日常業務にしる、筆界の調査と画地調整は私たちの業務の根幹をなす技術です。93条の調査報告書のように通常業務でも綿密で厳密な調査と報告を要求される現在、調・測要領とともに、境界鑑定技法の叢書も繰り返し見返して、研究しなければならないところですが…。

とかくマニュアルやハンドブックは、「積読（つんどく）」になりがちです。いざというときに参考にしたい、と開いてみてもどこを見たものか、結局また棚に戻したりするもので、どうも具合がよろしくない。

猪飼委員による講義は、筆界鑑定の流れと

その中で叢書のどこを見ればよいか、を提示したもので、筆界探索の技法の大変よく整理されたガイドブックという内容でした。

渡りに船、私は、今回の研修のテキストは「叢書V」の横に並べて、「こういう場合はこのページを開く」というインデックスに使おうと思っています。特別な場合だけでなく、むしろ普通の仕事の上で利用したい。

◇午後の部 第2講 [後半]

ではその鑑定の実務はどうか、筆界特定委員の菅澤理事による事例報告を聞きました。

実際に書かれた調査票や期日調書、意見書を見るのは初めてでしたが、技能面では筆界の特定そのものには対応できるかな、と思う反面、そこには争いがあるのだから、争いの渦中にいる当事者との応対や、公正さ（らしさ）の保持についてなど、取組まなければならない課題は多いと感じました。

筆特手続の代理は、調査士の誰もが取扱える業務です。申請には意見書の添付もあります。筆特委員も調査士であれば誰でもなることができます。これは他人事ではありません。

筆特やADRなど、不動産登記法と調査士法の改正は、依頼人側からみれば、選択肢が増えたということでもあります。私たちは職域が広がった新しい時代の調査士として、さらなる研鑽が求められているのかもしれない。

◇CPD制度について

さて、その研鑽のための新たな取組みであるCPDについて、少し紙面を割きます。

平成21年4月1日から連合会において、土地家屋調査士CPD制度が開始されます。

陰の努力に光を当てる制度が本格稼動するわけですが、連合会からは「遅刻・早退の取扱いについては原則として連合会の基準に合わせるものとするが、各土地家屋調査士会の基準で取扱っても差支えない」「各単位会で研修の規則等があれば、必要に応じて改正をするように」との通知が来ており、つまりポイント取得の窓口である単位会の対応は単位会に任せるという形になっています。

そこで業務研修部では当面、研修会の出欠席、遅刻・早退の管理を「受講証」という紙のカードで運用していこうと考えました。稼動前に実際にやってみて問題点を洗い出そう、というわけで、今回の研修会では一応「受講証」を作り、みなさんにお配りしました。研修会終了の際には、持ち帰っていただけませんか？

次年度からは以下の見本のような受講証を作り、会員各位にお渡しします。受講証は二つ折りで会員証と同じサイズとしますので、会員証のケースに入ります。このカードに自分の登録番号と氏名を書き込み、研修会に持参して、受付の際に提出、帰りには（早退含む）受講の印を受けて持ち帰る、というようにしたいと思っています。懐かしいラジオ体操の、あのカードをイメージしてください。

本会では提出されたカードに受講した旨の判子を押し、ポイントを表計算ソフトで記録する。こんなふうにしみなさんのCPDポイントを管理していきたいと構想しています。

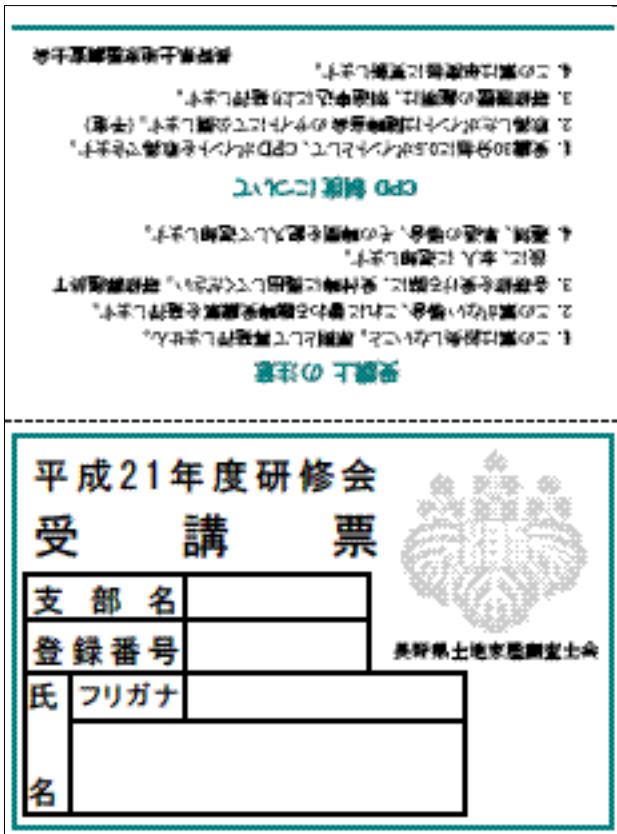
当然いまの時代ですから、ICカードやPOSの導入によるデータベース管理なども考えましたが、予算の関係や、連合会が当面紙でポイ

ント管理する方針であることなどを鑑み、とりあえずアナログでスタートする予定です。

また「…研修の規則等があれば、必要に応じて改正を…」ということで、長野会でも研修要綱の制定やポイント公開の方法など、総会で審議いただくことになるかもしれません。その際にはご理解とご協力をお願いします。

なお平成20年度はCPD制度の試行期間ということになりますが、この間に取得したポイントは、今回の研修会の分も含め有効であることを報告して、この稿の結びとします。

CPD制度の連合会からの通知文書は、この春号の別冊に掲載します。



2/18					
本会研修					

会員研修会出席状況

日時 平成21年2月18日
場所 長野県松本文化会館

支部名	会員数	出席申込者数	当日出席者数	出席率%
長野	105	58	50	47.6
飯山	18	10	10	55.6
上田	37	19	18	48.6
佐久	46	20	17	37.0
諏訪	44	25	23	52.3
伊那	55	26	22	40.0
飯田	40	20	19	47.5
松本	90	64	63	70.0
木曾	8	4	4	50.0
大町	12	10	10	83.3
合計	455	256	236	51.9



会員研修会を受講して

大町支部 関戸正幸

2月18日松本文化会館において行われた会員研修会を受講しました。

午前は「土地家屋調査士業務にかかる民事訴訟法の基礎」、午後は「筆界特定研修」でした。筆界特定の事例報告で筆界特定書の理由の要旨の中に「地図の検討」という項目があります。その中で『国土調査法に基づく地籍調査事業の地籍簿及び地籍図の送付を受け、不動産登記法第14条第1項地図として備え付けられたもので、その形状、位置関係等の事実状況の把握を目的とするものにすぎず、実体的に土地の権利関係、筆界等を確定する効力を有するものではない。』とあります。さらに『閉鎖公図は、地籍図と異なり、辺長、面積等について高い精度を期待で

きないものの、各筆の土地のおよその位置関係、筆界線のおよその位置関係及び形状をかなり忠実に表現しているのが通常であり、原始筆界については信頼が高いものと評価できる。』として、本件の筆界特定は地籍図の誤りであると判断がなされました。

私の業務範囲のほとんどが国土調査地域なので、この事例はとても参考になりました。現地で疑問があったり、立会人の証言が異なったりするときなど「国土調査の成果だから正しい」と判断せずに旧公図の調査も行っていこうと思います。

また、今日のような研修会をお願い致します。ありがとうございました。

政治連盟に加入しましょう
政治連盟は調査士制度発展のために
力を尽くします

長野県土地家屋調査士政治連盟

会長 久保田 洋 吉

〒380-0872 長野市大字南長野妻科399番地2

電 話 026-232-4566

F A X 026-232-4601



A D R 認定土地家屋調査士活用支援の ための研修会に参加して

業務研修部理事 菅澤 徹夫

平成21年2月21日と22日の両日、連合会会議室において、標記の研修会が開催され、関東ブロックのみならず他ブロックからもセンターの運営委員、またセンター長を務められている方など総勢80名の参加によって開催されました。

冒頭から連合会A D Rセンターの西田先生から、「土地境界紛争はA D R機関で解決するか」と言う講義で目が覚めて、続いてグループ研修に入り8名づつ10の班に分けて、事前に配布されていた教材によりA D R代理のトレーニングが始まった。私はどうしてなのか事前の資料が届いてなく当日いきなり問題を見る羽目になってしまい焦りを感じながらグループ研修に参加したが、他の参加者は既に問題を解説しており用意された問いに順次回答を議論しながら埋めていった。午後5時30分から夕食と懇親会が用意されていたが、我が班は懇親会の後も会館の会議室に戻りグループ研修の課題の整理を続けたのであった。我が班のリーダーは調査士発祥の地松本の小泉先生であり誘惑に屈せず信念を貫く姿勢はさすがであった。翌日は9時から「リーガルカウンセリングの基礎」と題して弁護士であり、現在法政大学院法務研究科教授の中村芳彦先生による、A D R代理における調査士として紛争に対する役割とその対処の仕方、またカウンセリングと言う考え方についての講義があり、クライアントの言葉を聞く事の大切さ、調査士としてではなく、A D Rの代理人としての立場を理解し、多様な選択肢を当事者と共に探り出す事が肝心であるとの内容であった。

続いて昼食の後、水戸地方裁判所所長の加藤新太郎判事による「土地家屋調査士倫理について」の講義があり裁判所から見た筆界特定とその次にあるA D R代理についての将来性、土地家屋調査士の倫理とは何かといった内容でユーモアたっぷりに講演され調査士としての職業倫理、プロフェッションとは何か、インフォームド・コンセントの重要性、現在までの倫理そしてこれからのA D R代理人としての倫理は、紛争の当事者の一方の代理人として弁護士との共同受任することの意味、そして司法制度改革の良質の果実としての土地境界A D Rへの社会の期待の大きさなど講演され、最後にグループ研修の課題の中で依頼人が和解の内容に十分満足したとして、お礼の「虎や」の羊羹と外国製の高級腕時計を代理人に送ってきた事になっておりこれをどうするか、と言う問題があったが、羊羹はよし、腕時計は職業倫理上だめであるとの回答を頂きました。

今回の研修会はいちいち「目から鱗」の連続であり大変勉強になった二日間でありました。しかし今後のA D R代理人としてどれだけ活躍する場があるのか、調査士がどれだけ求められるのかは、日々の活動の一つ一つの積み重ねに依るのだと感じました。折しも埼玉会の調査士が立会証明書を偽造したため逮捕された記事を見たり、まだまだ品位を損なうような事案が後を絶たない現実を見ればA D R代理人として頭でっかちなのかと自問自答しながら家路につきました。

各支部の動き

飯田支部 研修旅行

飯田支部 石川和弘

飯田支部平成20年度の研修旅行は、東京へのバス旅行で、昨年11月9日から10日の2日間でした。

初日は、早朝7時中央道飯田ICを出発し、一路東京へ向かいます。東京銀座での昼食までは、ひたすらバスの中で宴会です。

昼食後は、晴海の「日本科学未来館」を見学しました。ここは、21世紀の新しい知を分かち合うために、すべての人にひらかれた科学ミュージアムです。

施設内は、【技術革新と未来】【情報科学技術と社会】【生命の科学と人間】【地球環境とフロンティア】の4つのテーマに分かれた常設展示場があります。

【技術革新と未来】は、私たちの暮らしを豊かで便利にしながら、社会を進展させる技術として、ロボット・ナノテクノロジーなどを紹介しています。

【情報科学技術と社会】は、これからの社会と文化を変えてゆく情報科学技術を紹介しています。

【生命の科学と人間】は、ゲノム・脳・医療などの生命科学の原点と最先端技術を知ることができます。

【地球環境とフロンティア】は、地球環境の

問題と、海底や宇宙の果てといったフロンティアの研究を紹介しています。

私は、【技術革新と未来】のブースで、2025年開業予定のリニア新幹線『飯田駅』に思いを寄せ、超電導技術の歴史とシステムの世界を堪能させてもらいました。この世界の技術は著しく進歩し、実現可能であることを実感しました。夕方からは、新宿にて「よしもとのお笑いライブ」を見学後、地上210mからの絶景な夜景を肴に、本格中華料理をいただきました。

2日目は、都庁屋上にて朝の新宿を見下ろし、昼過ぎに六本木ヒルズ森タワー屋上スカイデッキで都心全体を眺め、高いところばかり訪れています。何とかは高いところが好きと申しますが、飯田支部会員は「・・・」な人が多いようです。

旅の楽しみのひとつである食ですが、築地中央卸市場内での昼食は、新鮮な高級魚がとても豪華な鮨ネタで、あまりの美味しさに皆、気分は上々です。思うに今回の旅行で一番盛り上がった場だったのではないのでしょうか。

旅行の企画は何かと気苦労も多く大変ですが、天候に恵まれ、笑いの絶えない一時を過ごせました。幹事さんには大変お世話になり、この場を借りお礼申し上げます。

一日行政相談の報告

長野支部 寺島 範 昭

平成20年9月29日、総務省長野行政評価事務所の主催による「一日合同行政相談」に、土地家屋調査士会長長野支部からの相談員として、昨年に引き続き支部理事の平井さんと二人で出席しました。

ながの東急シェルシェ 5Fホールに特設会場が設けられ、「一日」とは言っても10時から3時までの間で、昼食時間を除けば正味4時間程度です。

相談員は、我々土地家屋調査士のほか弁護士会・税理士会・司法書士会・行政書士会などの民間機関からと、公証人・法務局・国道事務所・社会保険事務所・地方事務所・建設事務所・長野市役所など行政機関からもそれぞれ数名ずつが出席し、約30名程で市民の相談に応じるというものです。

相談者の方は、まず受付で相談票に相談内容を記入し、案内係の行政相談委員さんによって相談担当機関に振り分けられます。

土地建物に関する相談と言うことでいったんは我々に振られてくる相談でも、内容をあらためて聞いてみると、純粹に土地家屋調査士の業務に関するものばかりでなく、農地転用手続や税金問題、相続問題や所有権移転手続などが主目的の相談だったりします。このような場合は、土地家屋調査士の業務が関係しそうな点についてのアドバイスをした後、他の相談機関に案内し直します。

ちなみに、去年の相談件数は全部で158件で、

このうち我々が相談に応じたものは他機関と関連した分も含め10件程でした。今年は192件の相談があり、他機関分も含め相談に応じた件数は15件です。いろいろな話が出ますので、一人に要する時間は平均2～3分はかかります。のんびりする時間もなく緊張する一日でした。

相談内容の一例を挙げると、隣地との境界に関してそれぞれ認識する位置が異なり長年来問題を抱えて悩んでいる方、現実の問題は発生していないけれど隣地から境界立会を求められ漠然と不安を抱えている方、自分が所有する土地に他人名義の建物登記がされておりどうしたらよいかわからない方、相続した土地がどこにあるかわからない方、区画整理や道路拡幅など行政がおこなった事業に際しての境界立会や分筆登記に関する疑問・苦情など、様々です。

相談者の持参した資料と話を聞いただけでは、その場で適切な受け答えをするには当然不十分で、会員名簿を調べ近くの土地家屋調査士を紹介して相談終了となる場合もあります。

中には「相談」と言うよりも、心にたまっていた自分の思いの丈を吐き出してスッキリして帰られる方、誰に相談してよいのかもわからず来てみたが専門家の存在を知って安心する方、などもいます。

今回・前回と相談員を担当させていただいて感じたことがいくつかあります。

相談者のほとんどは様々な問題を包含して来る訳で、調査士の業務に限定した相談に限らず、農地転用手続や税金問題や所有権移転手続などが絡んだものが多く、周辺知識をもっと勉強しておかないといけないということ。

それと、土地家屋調査士という認知度・知名度がまだまだ低いなということも実感しました。境界問題にしても、登記手続にしても、どこに相談すれば良いかわからない・誰に依頼する仕事なのかかわからない、という相談者が多いことに、ちょっと悲しくなります。

土地家屋調査士という資格・仕事・存在について、もっと広報的な活動にも力を入れて行ければと思います。

また、調査士が関わった仕事に対する疑問や

苦情もあり、そんなことで調査士の名前が広がってしまうことに危機感を覚えます。話を聞いてみると、担当された調査士さんの説明がちょっと足りなくて誤解を生じているのかなと感じるものもありました。特に境界確認などに際しては、直接の依頼人ばかりでなく関係者全員に対しても丁寧に対応し・説明を尽くすことが肝要かな、とあらためて思いました。

昨年・今年と2回にわたり「一日合同行政相談」に参加させていただくという機会を与えられ、大変良い経験をさせていただき、ありがとうございました。感想を添えて報告とさせていただきます。

伊那支部長 湯澤 房利

伊那支部における一日行政相談は平成21年10月23日午前9時30分から伊那市駅近くの「いなっせ」5階会議室において行われました。

これは総務省行政評価事務所の主催により国や県、市町村等の官公署、土地家屋調査士会等の専門職団体、行政相談委員などが合同参加して行われるもので今年度は30名の相談員が参加しました。

相談内容は官公署の行政事務手続を始め、紛争や相続問題、税務問題等のあらゆる相談が持ち込まれ、それぞれの担当相談員や、さらに他の相談員の意見も必要であればさらにその相談も受けることができる利便性の高い相談会であります。

当会もその一員に加えられて毎年参加をさせて頂いていますが、何しろ土地家屋調査士と言う名前の認知度が低いのか昨年度の相談件数は1件、今年度は0件で振るわない状態でした。

今年度の全相談件数は55件くらいと記憶しています。

このような状態で現時点での成果は見るべきものはありませんが、ADR活動や登記相談会等を行うことによって少しずつ改善されて行くことは間違いなく、一日行政相談会などはその効果の指標にもなるのではないかと考えられます。

その意味において、これからも参加することが大切ではないかと感じた次第です。

オンライン申請の現状と普及のお願い

オンライン登記申請促進委員会 一ノ瀬 周 司

おかげさまで昨年度オンライン申請実績目標10%超えました！

信じますか？ 正確な数字が欲しいなとググっていたら長野地方法務局12月不動産登記45,103件中オンライン申請5,126件こんな数字も公表されているんですね。さっそくオンライン登記申請促進委員会のページからもリンクを張りましたのでご覧下さい。

さてこの目標数値達成どう感じましたか？ 権利の登記、それも租税特別措置法の減額措置のある保存や移転では30%前後とも言われ、それに伴い減額措置のない名変等でもオンライン申請が増えていると聞きます。調査士の頑張った数字でないのがとても残念ですが前年の0.02%から見ると飛躍的な伸びです。

・調査士は何もメリットがないから…

調査士のメリットではないですが電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特別控除制度は、適用対象となる建物の所有権の保存登記をその表題登記も電子情報処理組織を使用して申請されたものとした上、その適用期限を平成23年3月31日まで延長する。この制度は平成22年1月1日から実施されそうです。申請人、司法書士から「申請はオンラインでお願いします」と言われそうですね

・特例方式は本当のオンラインじゃないから…

確かに委任状等を持参する方法は本来のオンライン申請ではないと思います。しかしこの従来の書面申請を焼き直した特例方式は逆に導入を簡単にしています。いきなり平成17年の本則オンライン申請をなささいと言われてもできないけれど申請情報だけの特例方式から段階的に令12条や令13条・持参等を自分の中で使い分け

て特例方式に慣れて行けば来るべき公的個人認証が国民に普及したときにスムーズに本則オンライン申請に移行できると思います。

・ビスタじゃ動かないから…

今店頭に並んでいるのはほとんどVistaでXPを探すのは直販が中心になったりOSのダウングレードはリスクがあったりと心配でしたが3月7日から対応になりました

・乙号も窓口交付じゃなきゃ…

3月27日から長野地方法務局も私書箱・窓口交付対応になりました。

・頻繁にバージョンアップが繰り返されて…

日調連から「らくらく」が公開されるまでは手作業の設定、アンインストールとコンピュータのご機嫌を伺いながら作業なさっていた会員も多いかと思いますが最近「らくらく」もVer 8になり安定し乙号申請だけの設定もできるようになり法務省の解説もとても親切になって簡単に設定ができます。また当初は良くダウンしていたサーバーも最近は安定しています。1年ちょっとで法務局側も大きく変わってきました。

代表的な「…だからやらない理由」が解消されつつありますからぜひまだ未経験でしたらオンライン申請の第一歩を踏み出してください。

私達は専門職です。与えられた環境の中で順応し、オンライン申請に乗れなかった土業とだけは言われたくないので委員会としてもできるだけサポートに努めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

P.S. 40% 長野会の調査士ICカード普及率です。まずはここから…

(社)長野県公嘱登記土地家屋調査士協会の報告

公嘱協会派遣理事 菅澤徹夫

公嘱協会第25期の現在の実績及び現在計画されている事業等について分かる範囲で報告致します。

現在までの国、県、市町村の発注状況は前年と比べて若干少なめな結果となっております。しかし、今期の売り上げ目標である3億5千万円にはなんとか目標達成出来るのではないかと期待しております。本年は国関係が社会保険庁の独立行政法人化に伴う事件、県関係が県立病院の登記また、過去に未登記に関する全県の調査により約3,000件の処理可能な未登記事件の処理期間に入っており、大町建設事務所、姫川砂防事務所を筆頭に徐々に発注になってきている事が分かります。しかし市町村の発注実績が思わしくない傾向にあります。予算の厳しい状況は容易に想像は付きますが、社員の皆さんの努力でもうひとがんばりをお願いしたいと思うところです。

継続事業として、多くの皆様の手をお借りして進めてきた地図整備作業もようやく最後の年となりまして、飯田支局、木曾支局を残して最後となりましたが本年3月をもって長野県全てが終了となります。まだ飯田、木曾の社員の方は最後の処理に奮闘されていることと思いますが、本当に長い間大変ご苦労さまでした。私も公嘱の地図整備担当でありましたので、皆様のご苦労が身にしみて分かりますと共に、最後の納品が終わりましたら腹の底から「地図整備作業・・・

終わったー」と叫んで下さい。皆様の苦労が必ず報われるときが来ます。

また、新公益法人への導入については、会計基準の変更に当たり対策を進めているところです。この会報が発行する間に、4月7日に協会の会員研修会が計画されておりまして、新公益法人への移行についても詳しく説明がなされることになっております。

また、事業といたしまして、平成21年8月8日に本会と共催で、南佐久郡南牧村が計画機関となりⅧ系の原点に標識を設置することが決定しております。本年1月に本会の小出会長と塩川理事長、三原副理事長が南牧村を訪れ、原点設置に関して協議会がもたれました、それを受けて本会の2月13日の理事会において両会が協力して作業期間となりⅧ系の原点標識設置を正式に決定し、両会のプロジェクトチームが組まれました。実際は作業の中心となる協会の三原副理事長がチーフとして、本会からは藤森副会長と奥原広報部長が委員として参加することとなりました。

この事業は、我々基本三角点を利用するものの仲間として今世紀最初で最後の大事業と言っても過言ではないと思います。何故かという日本には19の測地系がありますが、陸地の上にあるのが少なくほとんどが海の上にあるからです。どうか、今まで測量の事はちょっと横に置いてと、思っていた人たちも特に若い調査士の

皆さんには格好の機会だと思しますので、積極的に奮って参加して頂きたいと思ひます。協会で仕事上の付き合いのある、ニコン・トリンプルの協賛もありますので自分の手で原点を探し出してはいかかでしょうか、たぶん関東ブ

ロックの会長さんとかご来賓の方も沢山お見えになると思ひますが、是非政治連盟にも土地家屋調査士の事業であることをアピールしてほしいと強く願ひます。

以上簡単ですが公嘱協会の報告と致します。

「地籍シンポジウムinTokyo」に参加して

業務研修部理事 竹内喜英

連合会は、2006年開催の「京都地籍宣言」で、地籍の分野に貢献することを採択しました。

今後、高度情報化社会を見据えた広範な視点での地籍制度を考えていく必要があるとの見地から、3年毎に開催され、今回の「地籍シンポジウムinTokyo」を開催し、地籍に関する学術的・学際的研究組織の必要性と、地籍に携わる者の教育システムについて、その課題を探るため、開催されました。

地籍に関する分野は、広く多岐面的な要素（環境・都市計画・農林業・金融取引・登記情報・測量技術・歴史・文化・教育等）があり、土地家屋調査士ほどの分野に参画することが出来るかという、やはり登記情報分野であると考えます。

それでは登記情報の持っているものは何か、表題部に記載されているもの全部に係わってくると思ひます。特に重要視しなくてはならないのは、地図・地積・境界に関しての情報であると私は思ひました。

地図・地積に関しては、現在「平成検地」として国交省が都市再生法に基づき基準点を設置

し国土調査、地図整備等により進めてはいますが、その進捗率は60%以下であり、特に都市部では8～23%であるのが実状です。現在一筆測量を基本とし、街区基準点を使用して地積測量図を作成するのも、地積測量図の持つ情報を提供して地図整備に貢献していると考えれば積極的になると思ひます。国交省では第6次国土調査事業長期計画が平成22年度より開始になるということです。都市部・山村部に重点を置くそうです。そのため広報活動の充実・法務省との連携・公共事業との連携・民間測量成果の活用を図るとのことです。

境界特定に関しては、我々調査士の一番重要な部分であり、筆界特定制度・ADR特定制度がありますが、今後93条の調査報告書の活用を図り、登記情報の中に取り入れてゆく方向で動いております。この中で個人情報の保護をどのように図るかが問題になると思ひますが、この点は今後充分な検討をして進めるとの事でした。改めて93条の報告書の重要性を再確認しました。

一筆の持つ地籍（情報）が、地上から地下まで沢山あることを、改めて知ったところです。

皆さんはどのようにお考えですか、ご意見をお寄せください。

＜京都地籍宣言＞

かけがえのない万物共有の財産である土地の「姿・かたち」やその範囲を明らかにする「地籍」の明確化に寄与し、人々の毎日の暮らしや、財産を護るため、更には国づくり、まちづくりを進める行財政施策における基盤作りに資するため、一人一人の弛むことのない努力を必要としています。

今日、京都の地において内外の研究者・実務家が相集って世界的視野から日本の地籍についての現状と課題を検証し、新たな時代に求められる制度の姿を描く端緒ができました。

私たちは、この大会を契機として、わが国及び世界の地籍の制度の充実と発展のために以下をその行動指針とします。

- 1、地籍・地図・境界の重要性を広く各層に啓発し、その整備の充実に寄与します。
- 2、高度情報化社会・電子化社会に対応し、国家と自治体による行財政施策の基盤整備に資し、国民の更なる利便に供することのできる地籍制度の構築に向けて技術的、学術的研鑽を更に深めます。
- 3、安心して心豊かな暮らしを護るため、土地の境界をめぐる紛争を未然に防止するとともに、万一紛争となったときの迅速・適切な解決を図る仕組みを提供します。
- 4、地籍についての学術的・学際的研究のための組織の構築と、地籍に携わる者の体系的な教育システムの構築について提言し、実現に向けて努力します。
- 5、地籍の明確化に取り組む全ての関係機関と研究者・実務家・利用者が連携し、情報の交換を密にするとともに課題の共同研究、その成果の活用・実現への努力を重ねます。

地域を超え、国を越えて広がる「地籍・地図・境界のあした」
の実現を目指して、ここに宣言します。

2006年11月14日

第5回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Kyoto



第7回新入会員研修会

業務研修部理事 芦澤 文博

2年ごとに行われる新入会員対象の研修会が、1月23日に長野市の調査士会館において開催されました。今回は登録したての会員から2年ほど業務を行った会員まで、女性1名を含む14名が受講しています。

講師は例年、会長、担当副会長と業務研修部の理事が務めます。関東ブロック協議会でも毎年新人研修会が開かれていますが、この研修会ではより長野県の実情や実務に即した内容になる様、講師陣は十分な準備をして研修会に臨みました。しかし、1日5時間の中に多くの内容を盛り込んだため持ち時間が短くなり、果たしてそれぞれの思いが受講者に伝わったかどうか、講義を担当したひとりとして疑問が残りました。この新人研修会は、新人の時期にその職務上の責任について認識を持ってもらうこと、及び、調査士業務の公益性と業務実施における共通のレベル維持の必要性を理解してもらうという目的で行われます。それが個々の調査士や調査士会として社会の信頼を確保することに繋がることとなります。これは新人だけでなく、すべての会員について言えることです。

研修会の最後に、参加者全員の感想を聞きました。「実務に直結した内容が多く、大いに参考になった」「調査士業務の責任の重さを実感した」「知識習得のため、なお一層勉強の必要

性を感じた。」等々、概ね良い評価（模範回答？）をいただきました。

研修会は、明確な目的や到達目標を設定して行うことにより、意義のある研修になると思います。CPD制度も来年度から始まります。会としては会員の資質向上が計られる様バランスのとれた内容の計画を立て、研修会を実施していくことが求められます。

新人研修会の講義内容と講師

会員心得	小出会長
事務処理の流れ・調査報告書等について	中塚理事
報酬について	伊藤理事
地図の歴史と地図混乱地域・	
地積測量図の作成について	松本部長
実地調査要領と表研成果について	竹内理事
土地家屋調査士業務の関連法について	芦澤理事
測量学・筆界特定・ADRについて	菅澤理事
実務体験から学んだ基礎的知識	宮下副会長

第7回 本会新人研修会に参加して

長野支部 松永宏樹

1月23日に本会会館にて新人研修会が行われました。長野県土地家屋調査士会主催の新人研修は今回が7回目になり、対象となった19年から21年に登録した14名の新人会員が参加して行われました。たぶん私だけではないと思いますが、今の私は業務について分からない事だらけの為、知識欲の固まりで教えてもらえる事は全部吸収したいと思っており、どんな講義が聴けるのかとても楽しみでした。また既に行われた関東ブロックの新人研修と一緒に参加した仲間と久しぶりに会えたり、開業したての新しい仲間と知合うチャンスがあったりと、研修後の懇親会も待ち遠しく思えました。

まず小出会長の挨拶の中で会員の心得と会則についての説明を頂きました。そこでは会費について、責任証紙について、年計表の提出について、公嘱協会への入会について、政治連盟への加入について、ADR特別研修について、ホームページ、Eメール等の活用について、支部総会等の支部行事についての説明を頂きました。中でも職務上請求書は私たちが職務上与えられた特別な権利であり、取り扱いについて慎重に

扱わなければならない、誤った使用は国民からの信頼を損なうものである事を教えていただきました。また、ADR特別研修は今回で第4回目になり、徐々に参加者が減ってきていることを知りました。この原稿を書いている今、現在私はこの第4回の特別研修に参加しており、基礎研修、グループ研修を終え東京で3日間行われる集合研修を受けようとしています。内容はADR業務を行う為に必要な基礎知識の習得ですが、実際の業務でも必要な時効取得であったり、境界確認の考え方であったりと、既に学習したことが実務でも役立っていますし、グループ研修では一つの議案に対してグループ全員で話し合いながら答えを探すので横のつながりができ、有意義な研修となっています。

次に中塚理事による「事務処理の流れ・報告書について」の講義でした。その中で土地家屋調査士と法務局、各会の組織について重点的に教えて頂きました。他にも報酬額の事であったり調査報告書の書き方であったりと多岐に渡りました。この調査報告書は具体的な事件を元に作成されたもので、何をどう書けば登記官に現場の状況が分かり易く伝わるかが良く分かりました。

伊藤理事による「報酬について」では、具体例を紹介して頂き報酬額の算出の基本的な考え方や手法を教えて頂きました。報酬額に基準が無い為私はいつもこれに悩まされ、複雑な業務の時でも、軽易な業務でもあまり報酬に差が出なかったり、申し訳ないぐらいの金額になったりと常に頭を悩ませます。伊藤理事のやり方を聞いたからといって、すぐに出来るようになる



とは思えませんが、大まかな見積りすらままならないようでは、お客様との信頼関係を築くことすら出来ませんからこの分野はなるべく早く克服できるようにしたいと思いました。

松本部長による「知っておきたい地図の歴史と地図混乱地域、地積測量図の作成について」では、公図や地積測量図の年代ごとの呼び方や特色が細かく紹介されました。古い地積測量図を復元しようとしても中々現地に復元できない理由などいつも実務でぶつかる疑問が解決出来ました。また、本物の地券を見せて頂いたり楽しい講義でした。

竹内理事の「実地調査要領と表研成果について」では地目の認定方法に必要な先例を年度ごとに分けて全て紹介して頂いたり、床面積の算定方法で分かりづらいものを説明して頂きました。これらは表示登記研究委員会の研究成果として長野県土地家屋調査士会のホームページに掲載されており、業務上分からない事が出た時にとっても便利なことを知りました。

芦澤理事による「関連法について」では実務上関わってくる法令として都市計画法、建築基準法、農地法、他資格の法令などについての説明をして頂きました。実務でも登記は問題が無くても他の法令が原因でお客様の要求することが実現できなくなってしまう事があるということを知りました。中々範囲も広く掘り所が無い様に思えますが早く身に付けたいと思いました。

菅澤理事の「測量学、筆界特定、ADRについて」では立会い等、我々が日常行っている業務にどのような姿勢で臨むべきか、そして筆界の確認は常に筆界確定訴訟に臨むと同じスタンスで行う必要があることを教えて頂きました。また筆界特定制度、筆界確定訴訟、所有権確認

訴訟、ADRの特徴や違いを表を使って説明して頂きました。もし私がお客様に説明を求められた時にこの表を使って上手に説明出来るのではないかなと思いました。

宮下副会長による「実務体験から学んだ基礎的知識」では、実際に起こった問題を教材にして頂きどの様に解決して行ったのかを通して我々が陥りやすい危険について説明して頂きました。私は立会いにおいて、信頼できそうな地図等があるとそれに頭が縛られ、立会い者の言っている事が頭に入ってこないことがあるのですが、そういったことが原因で起きるトラブルもあるということを知りゾッとしました。

今回の研修では、どの講師のレジュメを見ても今回の講義では紹介しきれない内容が書かれており、出来る事ならばもっと時間をかけて一つ一つ聞きたいと思いました。

私は補助者として業務に就いていた期間が長く、通り一遍の業務の流れは掴んでいたものの、自己流に陥っていたり勘違いをしている事があり、いつも研修に出るたびにハッとさせられます。

昨年東京で行われた関東ブロックの新人研修で講師の先生がおっしゃっていた言葉に次のようなものがありました。

「私たちは土地家屋調査士に合格して勉強する機会が与えられたのであって合格したからと言って勉強をおろそかにすべきではない。」

まさにその通りで、自分で研鑽することも必要ですし、このような研修会を通して新しい知識や共通の認識を習得する事も必要なことだと思いました。

今回は講師の先生方が長野県土地家屋調査士会に所属する先輩方であり他の研修でもお行き

合いする機会もあり、私にとって身近に感じられる研修でした。そして研修内容も、具体例を沢山見せて頂きながら進めて頂いた為とても分かり易く、目で見て頭で覚えることが出来る、本当に為になる研修でした。

講師の先生方におかれましては、日々の業務をこなしながら今回の研修の為に膨大な資料を作成して頂き、またご自身の業務の中身を伝授して頂き感謝の言葉がありません。

今回教えて頂いたことを業務でも実行できるように日々精進したいと思いました。土地家屋調査士になった事で信頼できる先輩や仲間に出会える事が出来て本当に良かったと思います。



上田支部 田 仲 篤 司

平成21年1月23日に「第7回新人研修会」に参加してきました。

会場の机の上には、緑色の表紙に「新人研修会」と書かれた資料が置かれていました。なんと123ページにもわたる資料であり、我々新人のために役員の方々が用意していただいたものです。その内容は、「事務処理の流れ」、「93条報告書」、「報酬」、「地図の歴史」、「表研における成果」、「関連法」、「筆界特定」、「実務体験談」といった実に興味深いものばかりでした。一人

の講師の所要時間が30分から40分と短く、講師の方も話足りないし、こちらとしても聴き足りないといったくらい、静かな会場は熱かったです。

昨年の9月、「関東ブロック新人研修会」にも参加してきましたが、今回は長野県を舞台にした具体的な事例が多く、明日からでも実践できそうな内容ばかりで、有難かったです。昼食後に眠気に襲われることもなく、講義に集中することができました。

この後の懇親会では他支部の新人の方や、普段お話する機会のない役員の方と交流を深めることができました。新人同士で、現在の不安や希望の話ができたことは今でも心に残っています。私にとって同期の仲間ができたことは、貴重な財産であると感じています。お互いに調査士としての知識と技術を向上させながら、次の機会にまた一步成長した話ができれば良いと思っています。

最後になりましたが、講師の理事の皆様、事務局の皆様、このような研修の機会を与えていただき、また貴重な時間を割いていただき誠にありがとうございました。



上田支部 立 野 裕 紀

1月23日、本会会館にて新人会員研修会が行われ、私も参加させて頂きました。

8人の役員の方々の講義で、役員の方々が自ら作成していただいた資料により行われました。この資料は身近な問題や実務に即したものでした。今後、参考資料として活用させていただきます。「地図の歴史と地図混乱地域、地積測量図の作成」で、地図等の歴史も覚えておかなければ

ればならないとお話がありました。昔の法令に則った図面、現在の法令に則った図面は若干違いがあり、必ずしも一致しないので納得できるまで様々な図面を調べ、納得のいく図面を作成しなければならぬと感じました。また講義の中で歴史ある資料を拝見させて頂く事ができました。どんな小さな土地でも昔から多くの人々が知恵を出し合い、各個人の権利を守って来たのかを感じる事ができました。

「関連法について」では、調査士試験では出題されない都市計画法や建築基準法などを取り上げ講義が行われましたが、特に農地法はチンプンカンプンの状態です。関連法も大切であると再認識する事ができました。今まで知っていた事もほんの一部の基本的な事であり、業務を行いながら一つ一つ覚えて行こうと思います。

「実務体験から学んだ基礎的知識」で、調査士の一言が大きな誤解を招いてしまったという話がありました。調査士の言葉の重みがあり、大きな責任があります。当事者の方々に分かりやすく誤解の無い説明をし、納得していただければならないので、誤解に繋がらない様に言葉を選ばなければなりません。今後の業務において私自身、一番注意しなければならない事だと思います。

私は平成20年2月に会員登録を行い約1年が経ちました。父の事務所で約2年間の補助者を経験しました。現在も父に教わりながら仕事をしているというのが現状です。数少ない申請件数ですが、申請書を提出した瞬間から完了証を手にするまで「どこか気が付かない大きなミスをしているのでは？」と不安でいっぱいです。自信を持てるようになるにはまだまだ時間が必要です。

一日の研修会を通して半分理解し、半分「??」の状態でした。受験生時代に、受験校の講師先生から「試験と実務は別の難しさがある。合格してからの方が別の意味で大変だ。」と言われていました。昨年9月、東京で開催された関東ブロック新人研修会に参加し、勉強不足を感じ、そして今回の本会新人研修会でも同じように勉強不足を感じました。

ここ数年、不動産登記法の改正に始まり筆界特定制度やADR、オンライン申請など様々な事が始まりました。また数年後にはまた新しい制度ができあがる可能性も十分にあります。今は変化の時期です。これから長い調査士としての人生を考えると、今からしっかり勉強し知識を習得しておかなければ、調査士業務に対応できなくなると肝に銘じました。

今回、研修会を開催して頂き、役員の先生方には感謝の気持ちで一杯です。ありがとうございました。



松本支部 牛越一明

平成21年1月23日、本会会館において第7回新人会員研修会が開催されました。

私は、前年の12月10日の登録で文字どおりの新人。とてもタイムリーな研修でした。この2年間に登録された計14人の新人が参加しました。10時10分の開講式から昼食を挟んで16時30分まで、小出会長を始めとして、宮下副会長、管澤理事、中塚理事、伊藤理事、竹内理事、芦澤理事、松本部長の8人の講師の方々、それぞれ準備して下さった資料に基づき実務体験からの生の声を聞かせて下さいました。

私は測量関係の仕事は長くやっていますが、

登記申請実務はまったく経験がありません。お話をから93条報告書の重要なこと、又この報告書の書き方（伝え方）でスムーズな登記処理が可能になることが分かりました。

我々が生活している長野県で境界問題が殺人事件につながってしまいました。また地図が混乱していて六本木ヒルズの土地がまとまるのに4年の歳月を要し、経済活動が大きく止まってしまいました。これらのことは日本の地図の生い立ちやその後の地図の遍歴から来るものですが、このことが筆界と所有権界の問題になっています。

一方近年の測量技術の進歩は目覚しくGPS測量の位置精度は500円玉の中に入ると言われています。座標系も世界測地系に統一されつつあります。

このような状況の今日、研修会を通して特に印象的だったのは、実務に必要な知識や技術があるのはもちろんのことだが、一番難しくそして大事なことは境界立会いの時のおじいちゃんやおばあちゃんの話をよく聞くことだということです。話を聞きながら柔軟な思考で真実を導き出し、関係者を納得させる説明と全体をコントロールできる能力が強く土地家屋調査士に求められていると言うことが強く伝わってきました。位置さえ決まれば500円玉の精度で測量ができます。今後に不安は残らないはずです。

講師の方々が特に難しいとおっしゃっていたことを忘れずに、細心の注意を払いながら柔軟に対応ができる調査士となるべく、知識の習得や技術の研鑽に励み、気持ちを引締めて行きたいと思った一日でした。資料もとても充実していて仕事をされながらの準備はさぞ大変だったろうと思います。講師の方々の努力に報いるべ

く頑張ってもらいます。大変ありがとうございました。



松本支部 高山俊晴

1月23日に本会会館において第7回新人会員研修会が開催されました。この研修会は2年に一度開催されるとのこと。従って、すでに実務をバリバリとこなしている方から私のように登録して間もない者まで総勢14名が出席しました。

正直、受講にあたり軽い気持ちで臨んでいました。しかし、いざ講義が開始すると、このような気持ちは一掃されてしまいました。93条報告書の記載例、報酬額の事例、地図の歴史と地図混乱地域、地積測量図の作成、実地調査要領と表研成果について、関連法について、筆界特定、ADR、実務体験から学んだ基礎的知識…

眠くなる時間もなく閉講になってしまいました。どの講義も実務に直結しており、改めて今そのときの資料を読み返してみても勉強になることばかりです。また、土地家屋調査士業務における法的責任あるいは社会的責任を痛感し、信頼を勝ち取るためには日々研鑽に努めていかなくてはならないことを再認識させられました。

最後になりましたが、会長、副会長、各理事の皆様、今回このような機会を与えて戴きありがとうございました。

また今回の研修で知り合った方々とも切磋琢磨しお互いに職務を遂行して参りたいと思います。

将棋

「大山名人の話」

長野支部 北原 匡 尚

今回は将棋界において史上最強棋士と言われる大山康晴15世名人を紹介します。将棋の15世名人、大山康晴は大正12年（1923）3月13日、岡山県倉敷市で生まれました。5歳の頃から将棋を覚え、めきめき強くなって昭和10年(1935)に大阪の木見金治郎八段に入門しました。この時同門に後に生涯のライバルとなる升田幸三がいました。升田は1918年生まれで5つ年上です。大山は、昭和15年には四段に昇進してプロになります。

プロ棋士になると、順位戦というリーグ戦を1年間戦うことになります。

将棋の順位戦というのは簡単に言うと名人への挑戦者を決めるためのリーグ戦です。A,B,Cと3つのランクがあり、B,Cは更に現在はB1,B2,C1,C2と細分されています。各クラスの上位2名が上のクラスに上がり、下位2名が下のクラスに落ちます。そしてA級の優勝者が名人に挑戦するという仕組みです。名人戦七番勝負に勝った方は1年間名人を名乗ることになります。大山は昭和23年、あの兄弟子・升田を「高野山の決戦」で破って塚田正夫名人への挑戦権を得ました。

しかし力及ばず、大山は4対2で敗れました。大山が、初めて名人になるのはそれから4年後の昭和27年になります。相手は後の14世名人木村義雄です。敗れた木村はこの若き天才に「い

い後継者ができた」と言いそのまま引退してしまいました。木村47歳の時です。ここで「名人」について少し説明をしておきます。

以前は「名人」というのは江戸時代初期の大橋宗桂以来、将棋界の最高位とされいったん就任すると死ぬまでそれを名乗ることができました。13世名人関根金次郎は大正10年（1921）名人位に就きましたが、その時既に53歳でした。本人ももう少し早く就けると思っていたはずですが12世名人の小野五平が91歳まで生存していたからです。彼はどう考えても自分はピークを過ぎている。本当ならもっと若い時期に名人になりたかったと考え「その時の最強の棋士が名人を名乗るべきではないか」と思います。

そしてついに昭和12年（1937）名人戦（順位戦）を創設しました。実際のリーグ戦を制した棋士が「名人」を名乗るシステムが導入されました。その最初のリーグ戦を制したのが木村義雄です。彼はその後5期連続で名人位を保持して、名人戦の権威を高めました。名人位を（通算で）5年間保持すれば引退後に「永世名人」の資格を得られることになりました。

大山は結局生涯で18期名人を獲得しました。ちなみに中原誠16世名人は15期、谷川浩司17世名人と森内俊之18世名人と羽生善治19世名人は5期です。

しかしその大山にも不調の時期が約2年間あ

りました。

昭和32年には兄弟子の升田に名人を奪われ無冠になりました。このとき同時に升田は史上初の3冠（名人・王将・九段）となり棋界の全タイトルを独占しました。しかし大山は昭和34年に升田を名人戦で破り逆に3冠になりました。その後の13年間は全くの無敵であり、棋聖戦と王位戦が加わった5冠を長く保持し続けました。升田も昭和38年、41年、43年、46年と名人戦では大山に挑戦していますがいずれも大山が勝っています。その大山が名人位を降りることになったのは昭和47年でした。相手は中原誠十段（当時24歳）です。大山49歳の時です。負けた大山も木村同様に引退するのかわかれていたのですが、将棋を指し続け結局は死ぬまで現役を貫きました。しかし大山の凄さはここからが本番でした。昭和49年、大山はもう51歳になっていました。この年大山は中原から十段位（以前の九段戦。現在の竜王戦）を奪取、更には内藤國雄から棋聖を奪還して再び2冠になるのです。

更に昭和54年に再び無冠となるも、翌年には加藤一二三から王将位を奪還しました。

これは昭和58年、60歳で失いましたが、昭和61年には63歳で中原誠名人相手に名人戦の挑戦者になりました。

まさかこの歳になって挑戦されるとはさすがの中原名人もびっくりしたことでしょう。しかし、名人戦は2日制の持ち時間9時間の勝負ですからまだ若い中原名人の圧勝でした。ライバルの升田は昭和54年に引退してしまい、平成3年に亡くなりましたが、その翌年・平成4年

（1992）に大山はA級順位戦で居並ぶ若い棋士たちを連覇して、3月には名人への挑戦者決定プレーオフにまで進出しました。（挑戦権獲得はならず）

しかし、その3ヶ月後の7月7日の夕方、前年に手術した肝臓の調子が思わしくなく、休養と治療のため入院をしましたが、その甲斐もなく7月26日22時45分、肝不全のため、千葉県柏市・国立がんセンター東病院で亡くなりました。享年69歳でした。

結局大山は死ぬまでA級現役棋士でした。

A級リーグは定員が10名です。この10名だけが名人に挑戦する資格を持っています。毎年2名が下のリーグに降級して、2名が昇級して来ます。そのリーグに45年間連続（名人の18年を含む）で1度も落ちることなく留まっていたのは驚嘆に値します。中原16世名人が連続30年、谷川17世名人が連続27年（継続中）、米長邦雄永世棋聖が連続26年です。あの羽生名人でさえまだ連続16年（継続中）です。プロ棋士は現在157名おりますが、上位11名に常に入っていたわけですから69歳までワールドカップの日本代表のレギュラーだったと言ったら例えは大袈裟でしょうか。

タイトル獲得：名人18期，王将20期，十段（九段戦を含む。現竜王戦）14期，王位12期，

棋聖16期 合計80期（史上1位・ちなみに2位は羽生の71期）。

タイトル戦総登場数 112回。一般棋戦優勝44回。

お知らせコーナー

土地登記書類を偽造 土地家屋調査士を逮捕

今年の2月に埼玉会の会員が有印私文書偽造および公使の疑いで埼玉県警本庄署に逮捕される、という事件が起きました。

同会員は神奈川県内の男性が本庄市内に所有する土地の登記に必要な立会証明書に男性に無断で男性名の印鑑を押して法務局に提出したとのことでした。男性が本庄署に『自分が書いていない立会証明書の写しを土地家屋調査士に見せられて不審に思った』と届け出たことにより発覚したそうです。逮捕された埼玉会の会員は『1月中に登記申請をしなければならず、立ち会ったことにしてしまった。』と容疑を認めているそうです。

この事件は法律違反であることは当然ですが、倫理的にも大変問題のある行為です。土地家屋調査士の品位や信頼を著しく損ない、他の会員のイメージまでも低下させてしまう恥ずかしい事件です。このような事件によって土地家屋調査士が有名になるようでは元も子もありません。他会の事件だからといって決して関係ないわけではありません。各会員においては肝に銘じて日頃の業務を遂行していただきたくようお願いいたします。

定時総会・会員研修会開催日のお知らせ

本年度、定時総会、会員研修会の開催予定日をお知らせ致します。

第61回 定時総会

日 時	平成21年 5月22日 (金) 午後2時(予定)
場 所	松本市 ホテル翔峰

第1回 会員研修会

日 時	平成21年 7月8日 (水) 午前10時(予定)
場 所	松本市 松本文化会館

第2回 会員研修会

日 時	平成21年11月17日 (火) 午前10時(予定)
場 所	松本市 松本文化会館

総務部からのお知らせ

戸籍謄本等職務上請求書の取扱い、管理の徹底及び同使用簿の記載について

総務部

戸籍謄本等職務上請求書の取扱い、管理につきましては、ことあるごとに厳正な管理及び慎重な取扱いを図るよう通知してまいりました。

昨年5月改正戸籍法が施行され、これに併せて職務上請求書の様式が改正され、旧様式は、使用できなくなるため、旧様式の未使用分を保有している場合は、「戸籍謄本等職務上請求書廃棄報告書」を各支部へ提出し、用紙は裁断等して、会員において完全に廃棄処理するよう通知いたしましたが、未だ、廃棄報告書の提出がないと思われる会員がおられますので、早急に対応願います。

職務上請求書を使用したときは、戸籍謄本等職務上請求書使用簿（毎年1月1日から12月31日までの1年間）に必要事項を記載し、この写しを1月31日までに本会に提出しなければならないことになっています。未提出の方は、早急に提出願います。（件数が皆無の場合も提出してください。）

使用簿の記載内容については、諸規程集の「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程28－8ページに記載例が掲載されています。この中の「請求先名」は、請求に係る者の氏名を記載してください。

職務上請求書の取扱い、管理については、別紙事項を改めて確認いただき、厳守されますよう通知します。

別紙

- 1、職務上請求書を使用する都度、使用する職務上請求書を職務上請求書綴込帳から切離し使用し、必要事項の記載されていない職務上請求書に調査士名の記載及び職印を押印してはならない。また、職務上請求書綴込帳を事務所保管場所から持ち出してはならない。
- 2、職務上請求書使用簿に職務上請求書を使用したときは、必要事項を記載し、毎年1月1日から12月31日までの1年間の写しを1月31日までに本会に提出しなければならない。
- 3、職務上請求書の購入申込みは、会員本人が行うこと。（補助者による購入申込みはできない。）
- 4、職務上請求書を購入するときは、「戸籍謄本等職務上請求書購入申込書」、「誓約書」を提出するとともに使用済み職務上請求書控綴込帳を提示しなければならない。なお、様式変更のあった場合において、変更前の職務上請求書を保有しているときは、本会に「戸籍謄本等職務上請求書廃棄報告書」を提出し、変更前の職務上請求書は、裁断等して盗難、紛失、第三者による使用がないよう会員の責任において処理する。
- 5、職務上請求書のすべてを使用し、控のみとなった職務上請求書控綴込帳は3年間保管しなければならない。
- 6、本会を退会したときは、職務上請求書綴込帳を本会へ提出しなければならない。
- 7、職務上請求書用紙は、土地家屋調査士間といえども貸借、使い回しは一切行わないこと。
- 8、職務上請求書の盗難、紛失、不正使用等があった場合は、その旨を速やかに本会へ報告すると共に、盗難、紛失の場合には、直ちに所轄警察署に盗難届出書又は、遺失物届出書を提出する。
- 9、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程が昨年4月23日改正されていますので、内容を十分確認の上、職務上請求書を使用及び取扱い、管理願います。

補助者の指導監督について

総務部

平成20年度第2回苦情処理委員会に下記の内容で苦情の申し立てがあった。

〔苦情の主旨〕 A会員が適正に行なった業務について、B会員の補助者Cがその業務に関して、関係者に対して批判めいたことを言ったこと、また、C補助者が単独で境界立会をしたことについて疑義もあり、補助者を監督する責任がある会員に会として指導して頂きたい。

この苦情は補助者の業務範囲がはっきりしないことが原因であると思われるため、補助者の業務範囲について出来るだけ資料を集め、会員心得等の資料を作成し、全会員に配布し補助者の監督を周知徹底させることとなった。

以上の趣旨により補助者についての記述がある土地家屋調査士会員必携（平成18年1月版CD）を中心に資料を集め下記の通りご報告させていただきます。

本件の苦情については、補助者に土地家屋調査士業務を総括的に取扱わせる行為をしたため、また調査士自身が先頭に立って補助者の指導監督をしなかったために、調査士の資格及び職能に基づく判断を要する事項を補助者が行なったと考えられます。そうだとすれば、これは調査・測量実施要領第13条の補助者の使用責任違反に該当し、また他の会員を中傷し又は自己の技術が他の会員に比し優越していると宣伝して誘致する行為とすれば、不当誘致にあたり、品位保持の規定にも抵触すると考えられます。

他の会員を中傷する行為は、「土地家屋調査士はそんな程度か」と世間の人に思われ、土地家屋調査士の品位を低める行為であり、結局自分自身に帰ってきてしまい調査士が決してしてはならない行為であります。補助者にもそうした行為がない様、補助者を使用する会員は人間教育を含め指導監督していただきたく思います。実力のない人程、他人にケチをつけ、手っ取り早く優位に立とうする傾向があるように思います。しかし、そうした行為は心ある人にすぐ見破られ、人格のないことが知れてしまいます。補助者もいつか土地家屋調査士になるかも知れません。そうした意味で、人間教育を含めた指導監督が必要ではないでしょうか。

記

土地家屋調査士会員必携（平成18年1月版CD）より抜粋

補助者の指導監督 会則103条民法715条

11. 司法書士または土地家屋調査士の補助者

土地家屋調査士が司法書士または他の土地家屋調査士の補助者となり、司法書士が土地家屋調査士または他の司法書士の補助者となることはできない。

(昭 35.8.29、民事甲第 2,087号民事局長回答)

12. 司法書士及び土地家屋調査士の補助者

司法書士及び土地家屋調査士が補助者を置くにあたり、その者の能力、性格、適性および健康の状態等を観察するための試用と称して業務を補助させることは、司法書士法施行規則第 11条および土地家屋調査士法施行規則第 9 条の規定に違反する。

(昭 48.11.22、民三第 8,639号民事局第三課長回答)

土地家屋調査士補助者使用届

規23条 2 項会則101条の1・2

土地家屋調査士補助者解職退職届

規23条 2 項

土地家屋調査士補助者氏名変更届

I - 5 土地家屋調査士の職責と倫理

5 - ①土地家屋調査士倫理綱領

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使命

不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。

2. 公正

品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。

3. 研鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

土地家屋調査士の品位保持

調査士会の会員は、調査士としての品位を保持し、業務の適正を期するため、次の事項で述べる行為を行ってはならない。

1. 調査士制度の目的を阻害する等の行為に関する事項

(1) 調査士会の秩序維持及び会員間の協調に欠ける行為

(2) 公正、誠実及び迅速を欠く業務の取扱いの行為

(3) 粗雑に業務を取扱う行為

(4) 調査士の名義を他人に貸与する等の行為及び他人に雇用されて業務を行う行為

(5) 調査士事務所の業務形態を調査士法人以外の法人化にする行為

(6) 補助者に土地家屋調査士業務を総括的に取扱わず行為

2. 虚偽の調査・測量又は申請手続等の行為に関する事項

- (1) 調査・測量を行わず登記申請書に添付する図面等の作製の行為
- (2) 他人の作成した成果図等に基づいて謄写し、登記申請書に添付する等の行為
- (3) 依頼人の求めに応じ、事実を歪曲したり、あるいは故意に事実と異なる調査・測量又は申請
手続等の行為

3. 他の会員の技術、手腕を誹謗する等の行為に関する事項

- (1) 自己の技術、手腕が他の会員より優秀であることを誇張して宣伝、広告し、業務を誘致する
行為
- (2) 他の会員を中傷して業務を誘致する行為

①-1) 不当誘致行為の禁止

会則第90条には、不当誘致行為の禁止として「会員は、金品の提供又は供給等の不当
の手段により依頼を誘致してはならない。」と規定しており、不当な手段による誘致行
為に関する連合会見解として、次の4項目を示してあります。

1. 他の会員を中傷し又は自己の技術が他の会員に比し優越していると宣伝して誘致す
る行為
2. 社会通念を超えた金品等を提供又は供給して誘致する行為
3. 虚偽又は誇大な表示により広告する行為
4. 調査士業務に直接関係のない前歴等を利用して誘致する行為

イ 独立性の堅持

調査士の業務資格は、一身専属的なもので、調査士個人が独立して業務を行ない、又は調査士
が共同して設立した調査士法人の社員として業務を行なわなければならない。他人又は調査士法人
以外の組織に従属して調査士業務を行うことはできない。従って次の事項は禁止されているので、
注意を要する。

- (1) 他の調査士又は司法書士の補助者となること。
- (2) 調査士法人以外の組織に給与等で雇われて調査士業務を行うこと。
- (3) 司法書士、建築士等に従属（下請）的な形で調査士業務を行うこと。
- (4) 名義貸又はこれに類した行為を行うこと。

※ 司法書士または土地家屋調査士の補助者について

（昭和35年8月29日民事甲第2087号民事局長回答（京都地方法務局長照会）

標記について左記の点に疑義がありますので何分の御垂示を賜わりたく卑見を添えてお伺い
いたします。

記

- ① 土地家屋調査士が司法書士または他の土地家屋調査士の補助者となることは差し支えないか。

- ② 司法書士が土地家屋調査士または他の司法書士の補助者となることは差し支えないか。
- ③ 司法書士または土地家屋調査士が相互にその補助者となることは差し支えないか。

右差し支えないとすれば囑託人の便益は大きいですが、使用者及びその補助者が単独にあるいは相謀って法を逸脱する虞れがあるのみならず司法書士及び土地家屋調査士の品位にも関することと思慮されるので右補助者となることは相当でないと考えます。

なお、右については、差し支えない旨昭和27年1月19日付貴官御回答（同月17日付福島地方法務局長照会）がありますが、その後同31年3月22日司法書士法及び土地家屋調査士法の改正により補助者制度が改められ、前記御回答の当時とはいささか事情を異にしておりますのでお伺いする次第であります。

（回答）昭和35年1月28日付日記総第705号をもって問合せのあった標記の件については、いずれも相当でないと考える。

ウ 土地家屋調査士法人

平成14年4月24日法律第33号改正土地家屋調査士法に基づいた調査士法人において、雇用関係の土地家屋調査士が生じることについては何ら問題ない。

イ 書類の補正

提出した登記申請書、添付図面等の補正を補助者まかせにすることは厳に慎まなければならない。

②-3) 補助者の使用

ア 使用のための手続

1) 使用届

補助者の雇用を開始したら遅滞なく、その所属する調査士会に届け出なければならない。また調査士会はその旨を法務局又は地方法務局長に通知しなければなりません。いわゆる、試用期間でも無届けは認められませんので注意を要します。家族の場合でも同様の扱いとなります。

2) 兼業者の場合

司法書士との兼業者は、いずれの業務の補助者であっても、双方の業務の補助者としての手続きを要します。

イ 使用者責任

補助者の使用上の責任は、調査士法及び民法第715条の法意（後掲参照）により調査士にかかってくることを十分認識しなければならない。又補助者の選任及び指導・監督には相当の配慮が必要です。

また、例えば、司法書士の補助者が補助の範囲を超えて司法書士の業務に関与していたとき（実際には、司法書士が共犯となることが多いと思われるが、そうでなくても）、その補助者が司法書士法19条1項違反として1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられるほか、司法書士も30万円以下の罰金に処せられる（司法書士法27条）。ただし、その司法書士に補助者の監督につき過失がないときは、両罰規定は適用されない（最判昭和32年11月27日刑集11巻12号3113頁）。

ウ 補助の範囲

補助者は、例え有能な者であっても、調査士法施行規則第22条にいう「他人」に業務をさせることとなるので（昭和29年4月8日民事三発第165号回答。）、一事件全体の処理を委せることはできません。また、事件の一部（例えば測量）であっても、主要部分は調査士自身の判断を常に怠ってはならない。

補助者による業務の取扱いは、あくまでも調査士自身の把握のもとに、指示、監督、結果の確認等が為し得る範囲内で行わせることができるに過ぎない。

調査士業務一切を包括的に補助者に命ずることは勿論出来ない。仮に命じた場合は、補助者の行為の民事上の責任は調査士にあり、この場合、調査士法第1条・2条および第3条の趣旨から公正誠実な業務を行っていないものとして懲戒処分の対象となります。

調査士が命じていないのに、補助者が勝手に反復累行して調査士の業務を行ったとすれば、それは非調査士行為となります。

なお、平成17年の不動産登記法改正に伴い、登記識別情報を補助者にて受領する場合には、「補助者証」ならびに「特定事務指示書」の提示が必要となります。

以上土地家屋調査士会員必携（平成18年1月版CD）より抜粋

上記の同様な内容が諸規定集の長野県土地家屋調査士会会員心得にあります。

また、土地家屋調査士 **調査・測量実施要領** に補助者の使用責任と題する項目があり、下記の通りです。

（補助者の使用責任）

第13条 補助者には、会員の指導監督の下に、その業務の補助をさせることができる。ただし、調査士の資格及び職能に基づく判断を要する事項については、補助者に行わせてはならない。

2 補助者には、その業務の一切を包括的に行わせてはならない。

担当理事 花岡正富

会 務 日 誌

年月日	用 件	出 席 者	場 所
21. 1. 8	第8回ADR運営委員会 ①認証申請とADRの運営について ②次回及び年間研修計画 ③次年度予算及びADR要員の構成について ④その他	各運営委員 宮下副会長、松本業務研 修部長	会 館
21. 1. 8	第8回業務研修部会 ①本会新人研修会教材の整備製本 ②92条調測要領の質疑書のまとめ、条文資料 の校正 ③次年度概算要求（案）について	宮下副会長、松本業務研 修部長、業務研修部担当 理事	会 館
21. 1. 8	第1回ADRセンター運営委員会・業務研修部合同会議 ①認証申請とADRの運営について ②次回及び年間研修計画 ③次年度予算及びADR要員の構成について ④その他	各運営委員 上島・宮下副会長、松本 業務研修部長	会 館
21. 1. 13	第Ⅷ系座標原点設置打合せ ・南牧村	会長 公欄協会正副理事長	南牧村役場
21. 1. 14	埼玉会 賀詞交歓会	会長	浦和ロイヤルパ イン スホテル
21. 1. 19	日調連 全国会長会議 ・直近の連合会活動報告 ・平成20年度の事業執行状況 ・意見交換・会長間情報交換・各会要望 新春交礼会	会長	土地家屋調査 士会館 東京プリンスホテル
21. 1. 20	東京会 新春交礼会	会長	東京トームホテル
21. 1. 22	第6回 正副会長会議 ・新年度計画について	正副会長	会 館
21. 1. 23	本会 新人会員研修会	新人会員 14名 会長、業務研修部理事	会 館
21. 1. 30 21. 1. 31 21. 2. 1	第4回 特別研修 基礎研修	受講者 13名 協力者 会長、日調連理事	会 館
21. 2. 4	第6回総務部会 ①比例会費の各支部意見について ②職務上請求書旧用紙の処理状況及び使用簿写 しの確認について ③次年度予算について ④業務部、ADR委員会からの要望事項について ⑤みなし退会規程の運用について ⑥情報公開請求について ⑦その他	上島副会長、荒井総務部 長、総務部担当理事	会 館
21. 2. 7	正副会長会議 ・職員採用の件 ・次年度予算	正副会長	会 館

年月日	用 件	出 席 者	場 所
21. 2. 13	第6回 理事会 報告事項 ①職務上請求書使用簿写の報告概要について ②各部年間計画表について ③登録事務について ④登記完了証用紙について ⑤補助者の指導監督について ⑥表示登記研究委員会成果について ⑦本会新人研修会 ⑧会報「ながの」発行状況 ⑨その他事業の実施状況 ⑩その他 協議事項 ①比例会費の扱いについて ②ADR委員の任期について ③無料相談会の検討について ④顧問弁護士の報酬について ⑤情報公開請求書について ⑥在庫図面用紙の扱いについて ⑦92条調査・測量実施要領案について ⑧ADR認証申請事前審査のための出張旅費について ⑨次年度事業計画 ⑩次年度予算案 ⑪その他	正副会長 各部長 各理事 太田監事(オブザーガー)	会 館
21. 2. 18	第3回 会員研修会 ①確定訴訟における民訴法上の理論的問題と判例の動向 講師 信州大学法科大学院 渡辺 森児先生 ②筆界特定研修 ・筆界の特定技法と意見書の作成 説明者 境界鑑定委員会 猪飼健一 委員 ・筆界特定の事例報告 説明者 業務研修部 菅澤徹夫 理事	会員出席 236名	松 本 市 松本文化会館
21. 2. 21 21. 2. 22	ADR認定土地家屋調査士活用支援のための研修会	小泉、菅澤 北村、川上会員	土地家屋調査士会館
21. 2. 21 21. 2. 23	関プロ管内単位会会長と関プロ選出日調連役員との打合せ ・日調連役員各部分掌の報告について ・その他	正副会長 菅澤日調連理事	ホテルメトロポリタン長野
21. 2. 23	職員採用面接	正副会長	会 館
21. 2. 28	新潟会田代健太郎氏の旭日双光章受章祝賀会	会長、太田・中村名誉会長	ANAクラブ ラザール 新潟
21. 3. 2	第9回ADR運営委員会 ①認証申請に向けての規約等の最終チェック ②次年度、予算、調停委員相談委員候補者選任について ③登記相談（仮称）制度について ④次年度の研修会について ⑤その他	各運営委員 宮下副会長	会 館
21. 3. 3	境界情報管理センター委員会 ①HPページ作成 ②DID地区の報告の実態と提出された測量図の活用方法	正副委員長、各委員	会 館

年月日	用 件	出 席 者	場 所
	③各地区の実態報告と、担当者との今後の打ち合わせについて ④その他		
21. 3. 6	選挙管理委員会 ①委員の委嘱 ②正副委員長の選出 ③選挙管理事務に関する事項 ④その他	委員 関口実夫、佐藤芳男、宮本恒正、筒井壽清 会長、上原副会長、上島副会長、荒井総務部長	会 館
21. 3. 6	待野貞雄東京会会員の旭日小授受賞を祝う会	会長、太田・中村名誉会長	ホテルクラ東京ベイ
21. 3. 11	総務部会 ①みなし退会規定の運用について ②就業規則改正について ③職務上請求書及び使用簿の取扱いの徹底について ④その他	上島副会長、荒井総務部長、総務部担当理事	会 館
21. 3. 12	広報・会報編集、IT委員会合同会議 ①20年度広報部所管事業総括について ②21年度広報部所管事業計画について ③会報春号発行、編集について ④その他	藤森副会長、奥原広報部長、西澤理事、西沢・小池会報編集委員 佐藤・一ノ瀬・宮崎委員	会 館
21. 3. 12	第Ⅷ系座標原点設置委員会、協会と打合せ ・第Ⅷ系座標原点設置 ・その他	藤森副会長、奥原広報部長	会 館
21. 3. 13 14 15	第4回 集合研修・総合講義	受講者 12名	土地家屋調査士会館
21. 3. 26	第5回 関プロ会長会議 ①関プロ規約運用細則一部改正（案）について ②その他	会長	神 奈 川 会
21. 3. 26	第10回ADR運営委員会 ①認証申請の検討 ②その他	各運営委員 宮下副会長	松本市 Mウイング文化センター
21. 3. 28	第4回 特別研修考査	受講者 17名	幕張メッセ

俳句

長野支部 武田代栄

先人の炭焼き釜や春の森

立春や山懐の父母の墓

多事多難生き抜いてきし古暦

少年の笑顔の返事春たてり

幾たびか転び転びて雪の道

山峡の嫁がぬ娘桐の花

詰将棋

	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
王								将	皇	一
十									王	二
五				飛	歩	卒	卒		角	三
三										四
二										五
一										六
△										七
▽										八
										九

▲先手
飛角

【ヒント】

1三の地点に逃げられたらもう捕まりません。

※解答は夏号にて掲載

(長野支部 北原匡尚)

編集後記

年末に事務所の整理をしていたら引き出しの中からすっかり文字の消えかかった昭和50年11月15日付けの官報のコピーが出てきた。

それは昭和50年の土地家屋調査士試験の合格者の名簿であった。小さく自分の名が見える。実に懐かしい。

受験地長野市の合格者18名、因みに現在 I T 委員会委員としてご苦労されている松本の I 委員、同じく A 理事、何故か東・北信で活躍されている会員が多い。又受験地、甲府市で掲載されているのは諏訪の H 理事・ T 支部長。皆もうすでに30年以上の業歴となる。

来年は土地家屋調査士制度制定60周年を迎えようとしている。

自分は何も分からず無謀にも入会し、先輩会員に指導を頂く中で今日を迎えることができている。当時の長野会を纏めていた先生方が会報等で退会、訃報等の知らせを目にする時、寂しく又、時の流れを実感する。この間、調査士に係わる環境もさまざまに変化があったが、事業として特に思い出されるのが調査士会館の建設である。

あの時は本当にそれぞれの地区・又会員が会館の建設の賛否・建設地について真剣に思いをぶつけ合っていた事がつい昨日のように感じる。当時の執行部は大変な苦労をされたわけであるが今となっては本会になくてはならない会員のよりどころである。

さて、自分達もすでに当時の指導者達と同年代になってしまった。

現在、我々のなすべきことは若い会員の未来に調査士の業務が魅力あるものとして、確保しなくてはならないのであるが、どうも会員の一部に自分さえ良ければとの考えから調査士としてのモラルや品位に欠け、将来に禍根を残すような言動を起こすものが目に付き本当に腹立たしい。

調査士の業務の現状は国の推進する規制緩和という名の制度の見直し、未曾有の不景気等大変厳しい。我々は先輩が残してくれた約60年の実績を会員一人ひとりがプライドを持ち、将来の会員に少しでも良い環境で引き渡せるよう、ADR等地域に密着した活動に参加するなど調査士の業務の啓蒙、そして会の未来に向け自分自身に出来ることから努力しなくてはならない。

これらは思いを仲間に伝え合うことが必要であり、今後この会誌のページを大いに活用され活気ある調査士会に育てていくことを期待しております。

二年間会報「ながの」の発行につき寄稿頂いた会員の皆様・熱心に編集に携わって頂いた編集委員のメンバー又、ホームページの管理に御苦労願った I・T 委員会・事務局の方々に厚く御礼申し上げますとともに今後ますます会報の充実・本会の発展を祈ります。

ありがとうございました。

(藤森 英俊)